

件名	マスクの着脱について
受付日	令和8年3月10日
ご意見・ご提案の概要	<p>学校は、児童生徒の安全という観点からマスクを外すように声かけをお願いします。</p> <p>教職員・児童生徒等・教育関係者は、マスクが必要ではないとされている場面では、マスクを外すよう努めてください。</p> <p>知ることで差別や偏見をなくしてください。</p>
県の考え方	<p>令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する際、文部科学省から「学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること」が示され、各学校に通知しております。</p> <p>また、「気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。」と伝えております。</p> <p>しかしながら、マスクの着用については個人の判断にて行うことも国から示されており、マスクの着用を希望する児童生徒に外すことを強いることはできません。</p> <p>マスクの着脱のみならず、全教育活動において、個人が尊重され、差別や偏見がないよう今後も努めてまいります。</p>
担当課	教育委員会 体育健康課